新型コロナウイルス

感染拡大防止協力金の申請について

【申請受付期間】

令和２年５月７日（木曜日）から６月30日（火曜日）まで

【申請方法】

申請は、インターネット又は郵送で提出してください。

なお、感染拡大防止のため、対面での受付等は行いませんのでご理解ください。

1. インターネット申請の場合

専用ポータルサイトから申請することができます。

（ＵＲＬ）<https://tochigi-kyoryokukin.com>

なお、６月30日（火曜日）午後11時59分までに送信を完了してください。

② 郵送の場合

申請書類を次の宛先に、簡易書留など追跡ができる方法で郵送してください。

なお、６月30日（火曜日）の消印有効です。

（宛先）〒321-3226　栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40　とちぎ産業創造プラザ内

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

※切手を貼付の上、差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

お問合せ先　※令和２年５月１日（金曜日）午後１時開設

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金受付センター

（電話）０２８－６８０－７１４５

（受付時間）午前９時から午後５時まで（土日・祝日も受け付けしています。）

～新型コロナウイルス感染拡大防止協力金の概要～

【趣　旨】新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県の要請・協力依頼に応じて施設の使用停止に御協力頂いた事業者等に対し、協力金を支給する。

【支給額】１事業者　最大30万円（１事業者当たり10万円。事業所等を賃借している場合は10万円を加算、複数事業所を賃借している場合はさらに10万円を加算）

【申請要件】次の全てを満たす者

1. 県が基本的に休止を要請する施設（＝休業要請）又は協力を依頼した施設及び食事提供施設について、緊急事態宣言以前に開業し、かつ営業の実態がある事業者
2. 県内で営業する事業所を令和２年４月21日（火曜日）から５月６日（水曜日）まで、継続して休業した事業者（食事提供施設がテイクアウト、デリバリーのみの営業に切り替えた場合も含む）

ただし、宿泊施設（行楽を主目的とする宿泊に係る事業に限る）については、令和２年４月28日（火曜日）から５月６日（水曜日）まで継続して休業した事業者

③ 代表者又は役員が栃木県暴力団排除条例第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員、同条第４号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ将来にわたっても該当しない事業者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が経営に事実上参画していない事業者